

課外活動団体（含非届出団体）各位

新入生への指定期間・場所以外での勧誘活動は禁止します。
新型コロナウイルス感染拡大防止対策を考慮し、別に定める
「新入生勧誘活動要領」を遵守することで「対面による勧誘活
動」を可能とします。

なお、オンラインによる勧誘活動は可能です。

仮に、駅前等学外・学内指定エリア外で勧誘活動等が見受け
られた場合は、本学職員及び警備員による注意を行い、当該団
体の**今後の活動停止及び物品等支援中止など厳正に対処します。**

以上

2021年3月
副 学 長

新入生勧誘活動要領

新入生勧誘活動については、今までの状況とは大いに異なることから、感染拡大防止対策を考慮し、以下のとおり定めます。希望する団体は、確認の上、手続きしてください。

※例年と異なり、勧誘活動期間・場所については、「クジ」抽選で行います。

従って、早朝に並ぶ必要はありません。

【感染拡大防止策】※新入生勧誘活動の大前提の遵守事項です。

1. マスク着用、ソーシャルディスタンス（可能な限り2m、最低1mは空ける）
2. 勧誘活動要員は5人までとし、必ず、責任者（部長、主務等の上級生）1名は含めてください。
3. テント内は勧誘活動要員及び新入生含め5人までとします。
4. 声掛けするときは、複数人で取り囲まないこと。（3密回避）
5. 各団体でアルコール消毒液を用意してください。
6. 発熱、体調不良の症状がある者は、参加しない（させない）こと。
なお、各団体責任者は勧誘活動要員の体調管理も行うこと。
7. 勧誘活動中の飲食は禁止します。
8. 新入生勧誘活動を認めた団体には、学生支援課より腕章（ピンク色）を交付します。
勧誘活動中、勧誘活動要員は必ず腕章を着用してください。
9. 指定エリア・期間・時間以外での勧誘活動は禁止します。
特に本学最寄り駅（三ツ沢上町駅、和田町駅、羽沢横浜国大駅等）周辺で行うことは厳禁です。

【対象】

学生支援課に新入生勧誘活動を申請し、認められた団体

【勧誘期間及び時間帯】

1. 勧誘期間
4月8日（木）～4月30日（金）
2. 勧誘期間区分
全希望団体ができるべく均等に実施可能となるようA～Eの5期間とします。

A	: 4月 8日（木）・ 9日（金）・ 12日（月）	計3日
B	: 4月13日（火）・ 14日（水）・ 15日（木）	計3日
C	: 4月16日（金）・ 19日（月）・ 20日（火）	計3日
D	: 4月21日（水）・ 22日（木）・ 23日（金）・ 26日（月）	計4日
E	: 4月27日（火）・ 28日（水）・ 29日（木）・ 30日（金）	計4日
3. 各日の勧誘活動時間帯
準備時間含 11:30～13:00 ・ 15:30～17:00 とします。
4. 勧誘活動場所
別紙「テント配置図」に提示した24カ所（アウエ…ネ）の区画のみで新入生勧誘活動を行ってください。

【各勧誘期間及び区画の割当て】

1. 上記「勧誘期間区分」より **勧誘期間** を **第4希望** まで選びます。（申請書に記載）
2. 申請時に引いた「クジ（番号札）」により、届出団体は4月1日に、非届出団体は4月6日に学生支援課で区画割り当てを決定します。

※「クジ」抽選方法：

- ①申請時に申請者が抽選箱から数字が記入された札を1枚引きます。学生支援課より控えを渡します。
- ②締め切り後、学生支援課は、A～Eの5期間毎に第1希望とする団体をそれぞれ24区画枠まで、数字の小さ

い札から区画表記の順に当て嵌めます。

例1：(申請団体が4団体と仮定) 札番号 N01・N04・N06・N028 を4団体が引いた場合、
札番号 N01 団体→区画ア、N04 団体→区画イ、N06 団体→区画ウ、N028 団体→区画エとなる。

③②の結果、空きについて、希望者多数で枠外となった者の第2希望について数字の小さい札から区画番号順に当てはめます。

例2：抽選結果：D期間にて区画チ、区画ツに空きがあり、第2希望で札番号 N034、N045、N067、
3団体が居る場合、札番号 N034 団体→区画チ、N045 団体→区画ツ、N067 団体→抽選漏 となる。

④第3希望、第4希望については、②③を繰り返す。
⑤すべて枠外となった団体は、個別に交渉となります。

【テント等貸出】※借用希望団体のみ

1. 借用希望団体は、【申請書（新入生勧誘活動用）】の該当欄にその旨記入してください。
2. 貸出可能物品：テント（12張）、長机（20台）、椅子（30脚）
 - ① 1団体につき、テント1張、長机1脚、椅子3脚までとします。
 - ② 借用希望台数が貸出可能数を超えた場合は、借用希望団体より【区画割り当て】「数字の小さい札」から順に割り当てます。
3. 貸出条件
 - ① 故意または不注意により、借用物品を亡失または損傷した場合には、弁償の責任を負うこと。また、返却の際は、借用物品が乾いていることを確認し、特にテントについては、天幕は折り畳み、脚の部分はヒモ等で束ねてから返却すること。
 - ② 借用物品は、返却日時までに必ず返却すること（後の借用団体が困ります）。
 - ③ テント貸出日時：各勧誘期間初日 10：00～12：00
 - ④ テント返却日時：各勧誘期間終了翌日 8：45～9：50
 - ⑤ ただし、各勧誘期間終了後、当該区画にて他団体が継続して借用する場合は、双方合意の上、継続使用も可能とします。その際は、必ず、学生支援係に報告してください。
学生支援係が受け渡し時に損傷等の確認をします。
 - ⑥ 天気予報に留意し、荒天予報に際しては、必ずテント脚柱は折って畳むこと。

【申請方法・期間】

1. 申請用紙【申請書（新入生勧誘活動用）】をよく確認して提出してください。
2. 提出にあたっては、「クジ」抽選のため、勧誘活動責任者（代理者可）が直接、学生支援係【学生センター2階2番窓口】に提出してください。
3. 提出期間
 - ① 届出団体：3月29日（月）9：00～31日（水）16：30まで
 - ② 非届出団体：4月2日（金）9：00～5日（月）16：30まで
※12：45～13：45及び土日は除きます。
4. 抽選結果
4月6日（火）12時頃までに、申請者が記載したメールアドレス宛に通知します。
5. その他
勧誘活動場所が余っている場合に限り、4月6日（火）14：00より何れの勧誘期間にも漏れた団体のみ再度申請を受け付けます。

3/26現時点では、本期間の予定ですが、新型コロナウイルスの感染状況等により、大学から勧誘の中止・自粛を要請する場合があります。

